

ストック・オプション会計に係る論点の整理

平成 14 年 12 月 19 日
企業会計基準委員会

目次

検討の経緯

一般的なストック・オプションの形態

基本的な論点の整理

- 論点 1：費用認識の要否
- 論点 2：費用認識の相手勘定
- 論点 3：測定の日
- 論点 4：失効の取扱い
- 論点 5：測定の基礎

その他の論点の概要

付録 A 国際的な会計基準におけるストック・オプション会計

- 1. 米国のストック・オプション会計
- 2. 国際財務報告基準（公開草案）のストック・オプション会計

付録 B 具体例を用いた論点 2、論点 3 及び論点 4 の組合せの説明

- 1. 設例
- 2. 代表的と考えられる組合せの考え方
- 3. 代表的と考えられる組合せによる費用測定額の比較

検討の経緯

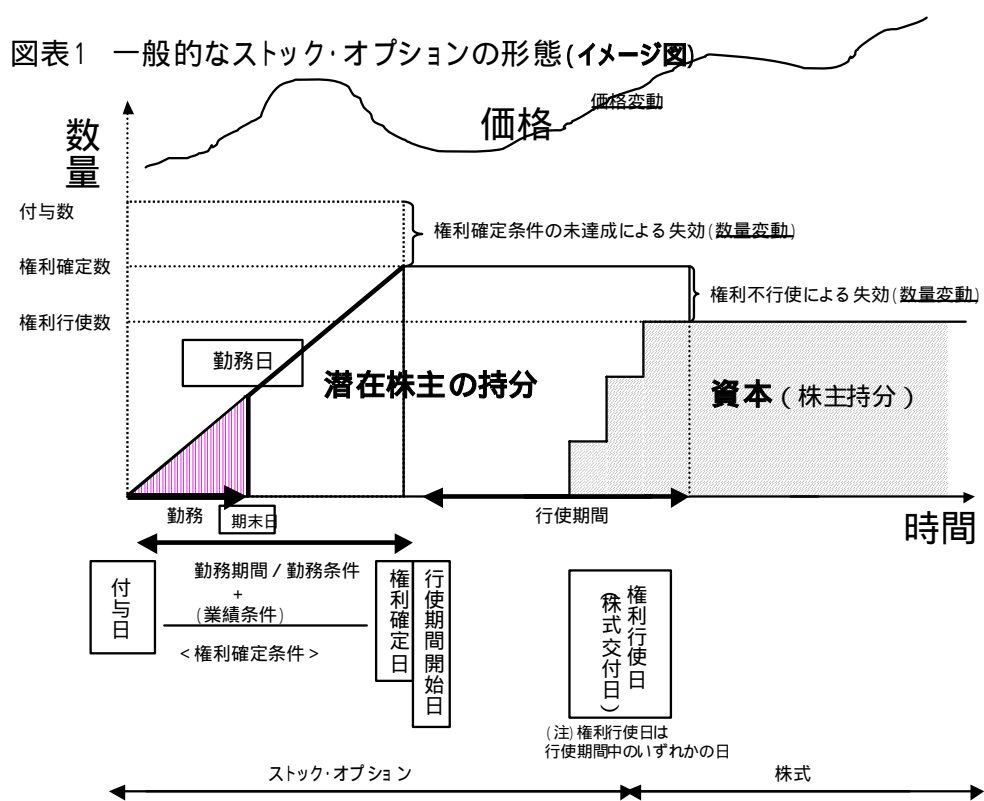
平成 13 年 11 月の商法改正（平成 13 年法律第 128 号）により、新株予約権制度が導入され、すでに平成 9 年の商法改正により道が開かれていた役員や従業員に対するストック・オプションの利用が一層活発化することが見込まれている。

この分野における国際的な会計基準の動向としては、米国財務会計基準審議会（FASB）が平成 7 年に「株式を基礎とした報酬の会計処理」を公表しており、また、国際会計基準審議会（IASB）も平成 14 年 11 月に株式報酬に係る会計基準に関する公開草案を公表している（付録 A 参照）。

このような情勢の下、テーマ協議会から緊急性の高い検討課題としてストック・オプション会計への取組みの提言を受けた当委員会は、平成 14 年 5 月にストック・オプション等専門委員会を設置し、我が国におけるストック・オプションの利用実態の調査に着手するとともに、ストック・オプション会計に関する国際的な動向に関する基礎調査を踏まえつつ、今後、会計基準を検討する上で考えるべき論点を洗い出し、その中から特にストック・オプション会計の方向性を左右すると思われる基本的な論点を中心に検討を重ねてきた。

本論点整理は、このような基本的な論点に関する今までの議論を整理したものであり、我が国のストック・オプション会計のあり方や方向性について、広く意見を求めることを目的として公表するものである。

一般的なストック・オプションの形態



報酬制度は、経営の根幹に関わる重要事項として、各社がそれぞれに工夫を凝らしているところであり、その結果としてストック・オプション制度についても様々なバリエーションが見られる。しかしながら、ストック・オプション会計についての検討を効率的に進めるうえでは、議論のための共通の土台として一般的なストック・オプションの形態を想定し、様々なバリエーションについては、想定した一般的な形態に対する応用問題として、次のステップにおいて取り扱うのが現実的であると考えられる。本論点整理では、一般的なストック・オプションとして以下の形態を想定している。

(1) ストック・オプションの付与

まず、ストック・オプションは役員や従業員（以下「従業員等」という。）に無償で付与されるが（以下この時点を「付与日」という。）これには、付与された従業員等が一定期間（以下「勤務期間」といい、その期間に属する各々の日を「勤務日」という。）にわたり勤務することという条件（以下「勤務条件」という。）が付されているのが一般的である。また、これに加えて、一定の業績の達成をもってストック・オプションの権利を確定させるという条件（以下「業績条件」といい、「勤務条件」とあわせて「権利確定条件」という。）が付されている場合もある。

例えば、3年間の勤務条件が付されている場合、その従業員等が3年間勤務すれば、ストック・オプションの権利が確定することになるが、その従業員等が2年間勤務した後、

3年間の勤務条件を満たす前に退職した場合には、権利は確定しないことになる(以下「権利確定条件の未達成による失効」という。)

(2)権利の確定

ストック・オプションの権利が確定すれば(以下その時点を「権利確定日」という。)通常、遅滞なくストック・オプションを行使できる期間(以下「行使期間」といい、その開始日を「行使期間開始日」という。)が開始し、その期間内であれば、従業員等は株価状況等に応じ、適当と考えるタイミングで権利行使することができる。

(3)ストック・オプションの行使

従業員等がストック・オプションを行使し、行使価額に相当する金銭を払い込んだ場合には、従業員等に株式が交付されることになる。

行使期間中に、株価が行使価格を上回っている場合(以下「イン・ザ・マネー」という。)従業員等は権利行使により(以下その時点を「権利行使日」という。)その差額分の経済的メリットを享受することができる。

一方、行使期間中に株価が行使価格を上回ることがない場合(以下「アウト・オブ・ザ・マネー」という。)従業員等にはストック・オプションを行使する経済的メリットがない。権利を行使しないまま行使期間を経過すると、従業員等の権利は消滅する(以下「権利不行使による失効」という。)

このように、一般的と想定される形態のストック・オプションは、従業員等の側から見れば、行使価額に相当する金銭を払い込むことによって、当該会社の株式を取得することができる権利(会社側から見れば、それに応じる義務)であり、付与時点では、そのような権利を確定的に得るための条件が付されている条件付の権利である。

基本的な論点の整理

論点1:費用認識の要否

従業員等の労働役務の提供に対する対価として、ストック・オプションを付与した場合、費用の認識は必要か？（Q1）

従業員等の労働役務の提供に対する対価として現金を支払う場合については、当該現金の要支出額が費用として認識される。しかしながら、現金の支払いに代えてストック・オプションを付与した場合には、会計上費用を認識すべきか否かについて議論がある。

これは、ストック・オプションを付与した場合には、現金で支払った場合とは異なり、現金その他の会社財産の流出が生じないためである（付与した時点で会社財産の流出が生じないのみならず、その後、ストック・オプションが行使された場合や、権利確定条件の未達成又は権利不行使によりストック・オプションが失効してしまった場合のいずれのケースでも、会社財産の流出は生じない）。

このように、現金その他の会社財産の流出が生じないということは費用が通常有する特徴とは異なっている。そのため、対価としてストック・オプションを付与した場合には、そもそも費用認識が必要か否かが論点となっている。

1. 費用認識は不要と考える見解の主な理由

- (1) スtock・オプションを付与しても、会社には現金その他の会社財産の流出が生じないため、費用認識は不要である。
- (2) スtock・オプションの付与は、付与された従業員等と既存株主とが、将来の会社の株式価値の増加を分け合うことに同意するものであり、新旧株主間の富の移転に過ぎないから、費用認識は不要である。

2. 費用認識は必要と考える見解の主な理由

- (1) 従業員等は、経済的に価値のあるストック・オプションと引換えに労働役務を会社に提供し、会社はそれを費消している。このように、経済的に価値のある労働役務を費消している以上、実際に発生した経済取引として、費用認識すべきである。
- (2) 従業員等は、会社に労働役務を提供する対価としてストック・オプションを付与されるのであり、単なる新旧株主間の取引ではなく、会社と従業員等との間の取引であると考えられる。

なおこの他にも、財務諸表上で費用認識しなくとも注記による開示で十分であるとの意見や、ストック・オプションの付与を利益処分と類するものとみて費用認識を不要と考える意見もある。

以下の論点（論点 2 ～ 5 ）は、本論点（論点 1 ）で費用認識を必要と考える見解をとった場合に問題となる。

論点2：費用認識の相手勘定

- (1) 論点1で費用の認識が必要と考える場合、従業員等にストック・オプションを付与した時点で「確定的」に資本として会計処理するか、又は、付与時点では「暫定的」なものとして会計処理しておき、性格が確定した時点で必要に応じて当初の会計処理を修正すべきか？（Q2）
- (2) (1)に関して、ストック・オプションを付与した時点では、その性格が確定しないものとして「暫定的」な会計処理を行うべきとの見解をとる場合、資本としての性格が確定するのはどの時点と考えるか？（Q3）
- (3) (2)に関して、資本としての性格が確定する時点より前の会計処理としては、「暫定的」に資本として取り扱うのが適当か、又は「暫定的」に負債として取り扱うのが適当か？（Q4）

ストック・オプションが行使され株式が交付された場合には、会社の資本が増加することとなる。このように、従業員等にストック・オプションが付与された場合、「論点1：費用認識の要否」に関して費用認識が必要と考える見解をとる場合の相手勘定についても、この時点では資本として取り扱うことに異論はないと考えられる。

しかし、費用を認識する会計処理を行う場合、会社が労働役務を費消する時点は、通常ストック・オプションが行使されて株式が交付される時点より前であり、この時点では、ストック・オプションが行使され、株式が交付されるか否かは判明していない（将来、行使されないまま失効してしまう可能性もある）。このため、費用認識する際の相手勘定を当初から確定的に資本として処理してよいか、言い換えれば、結果として株式が交付されなかったような場合にも、そのまま資本としておいてよいか問題となる。

これは、従業員等に付与したストック・オプションについて、どの時点で資本としての性格が会計上確定すると考えられるかという問題（従業員等の側から見れば、どの時点で投資としての性格が確定するかという問題）であり、ストック・オプションがどの時点から、株式の交付（出資）と会計上同質のものと考えられることができるようになるのか（従業員等の側から見れば、従業員等としての地位に基づくストック・オプションの保有から、投資家としての地位に基づくストック・オプションの保有に転ずるのはどの時点か）という問題と考えられる。

なお、資本としての性格が確定した時点以降のストック・オプションの価格変動については、株価の変動を資本の額に反映しないのと同様、会計上反映されることはない。

1. 当初から資本としての性格が確定的であると考えられる見解

まず、従業員等にストック・オプションを付与した当初から、資本としての性格が確定していると考えられる見解（以下「確定的資本説」という。）がある。この見解では、ストック・オプションの付与を自社株式の交付（出資）と会計上同質のものと考え、付与日以降のストック・オプションの価格変動を会計上反映させない点を強調するとともに、ストック・

オプションが失効した場合でも、いったん計上した費用を取り消して利益に戻し入れることは必要ないとする見解である。

なお、勤務日に資本としての性格が確定するとする見解、すなわち、勤務が提供されたつど資本としての性格が確定するとする見解も、確定的資本説に含まれる。

また、前述のように、ストック・オプションが行使され株式が交付された時点で、資本としての性格が確定していることには異論がないと考えられるため、ストック・オプションを付与した当初から確定的に負債としての性格が確定している（以後負債としての性格が変わることはない）という見解は成立し得ない。

2. 当初は資本としての性格が確定していないとする見解

次に、費用認識の当初には、ストック・オプションの性格が会計上確定していないとする見解（以下「暫定説」という。）があるが、どの時点で資本としての性格が確定するかどうかにより、さらに次の見解に分かれる。

なお、暫定説は、新株引受権や新株予約権に関し、権利行使の有無が確定するまでの間は、その性格が確定しないことから仮勘定として計上するという我が国における現行の取扱いに準じるものと考えられる。しかしながら、暫定説には、暫定的に負債として取り扱う方法のみならず、暫定的に資本として取り扱う方法も考えられる。

(1) 権利確定日に資本としての性格が確定するとする見解

会社と従業員等との契約内容である権利確定条件の充足を重視し、これを満たした以上、ストック・オプションの保有者である従業員等は、株主と同様の地位を獲得する考え、権利確定日に確定的に資本としての性格が確定するとする見解である。

(2) 行使期間開始日に資本としての性格が確定するとする見解

行使期間が開始し、従業員等がいつでもストック・オプションを行使できる状態になった以上、株主と同様の地位に立ったと考え、この時点で資本としての性格が確定するとする見解である。

実際には、権利が確定すれば直ちに権利行使が可能となるケースが多いと考えられ、このようなケースでは、上記(1)の「権利確定日に資本としての性格が確定するとする見解」と実質的な違いはないことになる。

(3) 権利行使日に資本としての性格が確定するとする見解

実際にストック・オプションが行使され株式が交付されるまでは、ストック・オプションが失効する可能性が残っている以上、資本としての性格は確定していないとする見解である。

暫定説では、いずれの見解においても、資本とならないことが判明した場合には、いったん計上した費用のうち、資本とならないこととなった部分を取り消して利益に戻し入れ

ることが必要になる。

また、前述したように、資本としての性格が確定した時点（例えば、行使期間開始日）以降のストック・オプションの価格変動は、株価の変動を資本の額に反映しないのと同様、会計処理に反映されることはない。

ただし、資本としての性格が会計上確定するまでの価格変動については、費用の額に反映すべきであるとする考え方と反映すべきではないとする考え方の両方がある。費用の額に反映すべきであるとする見解は、インセンティブ報酬としての性格がその時点まで維持されていると考えるものであり、反映すべきではないとする見解は、労働役務の価値は資本としての性格が確定する時点まで変動するわけではなく、別途、測定基準時点を考えるべきだとするものである。

このように、この「論点2：費用認識の相手勘定」をどのように考えるかは、費用の測定に関して、最終的にどの時点までのストック・オプションの価格変動を反映すべきか（「論点3：測定の基準日」参照）という問題や、失効による数量変動をどの時点まで反映すべきか（「論点4：失効の取扱い」参照）という問題とも関連がある（付録B参照）。

当初認識した費用について、その後の株価の上昇や下落に応じて、追加計上したり、戻し入れたりすることが必要と考えるか否かは、計上すべき費用の額、ひいては損益の額に影響を及ぼすことになる。

論点3：測定基準日

費用の測定に関して、どの時点までのストック・オプションの価値変動を反映すべきか（最終的に、どの時点の価値で測定すべきか）？（Q5）

ストック・オプションは、従業員等の側から見れば、当該会社の株式を取得することができる権利（会社側から見れば、それに応じる義務）であり、権利確定条件を満たす前から、株価の変動に応じてその経済的な価値は常に変動する。このため、労働役務の対価としてストック・オプションを付与した場合には、現金で支払った場合と異なり（最終的に）どの時点で費用を測定するかが問題となる。

なお、測定の対象をストック・オプションの価額（価格×数量）と考えて、測定基準日の問題を、どの時点の価額で測定すべきかの問題として整理する考え方もあるが、価格と数量の動きはそれぞれ独立しており、価格と数量についての測定時点を必ずしも同じにすべきものとは限らないことから、ここでは価格の変動のみを測定基準日の問題として取り扱い、数量の変動の問題は「論点4：失効の取扱い」において取り扱っている。

測定基準日については、「一般的なストック・オプションの形態」で示した時間的な流れに即し、次のような時点が考えられる。

1．付与日説

付与日は、会社と従業員等との間で労働役務とストック・オプションとの交換取引契約が締結された日と考えられ、付与されるストック・オプションの数量等の条件は、会社及び従業員等の双方が合意の前提としたこの時点での価格をもとに決定されていると考えられる。したがって、この時点で、労働役務とストック・オプションの価値は等価であると考え、これ以降のストック・オプションの価格変動は労働役務の価値と直接的な関係を有しないとみて、費用の額に反映させるべきではないと考える見解である。

「論点2：費用認識の相手勘定」において確定的資本説をとる場合には、測定基準日を付与日とする本説が整合的であると考えられる。また、暫定説をとる場合でも、前述のように、付与日以降のストック・オプションの価格変動は労働役務の価値とは直接的な関係を有しないものとみて、労働役務の価値が確定する時点と資本としての性格が確定する時点を切り離して考える場合には、この付与日説と整合し得る（付録B参照）。

2．勤務日説

費用の測定には、それを認識すべき各勤務日ごとのストック・オプションの価値を用いるべきであるとする考え方であり、従業員等は、ストック・オプションの権利が確定して初めて行使可能な権利を手に入れることとなるため、ストック・オプションは権利が確定して初めて測定の対象となるとの考え方を前提として、その権利は勤務に応じて分割して確定してゆくとする考え方である。

また、この見解をとる場合の根拠として、それぞれの勤務日におけるストック・オプシ

ヨンの価値が、提供された労働役務の価値を示すものであるとの主張もなされている。

3．権利確定日説

勤務日説と同様に、ストック・オプションは権利が確定して初めて測定の対象となるとの考え方に立ちつつ、ストック・オプションの権利は、従業員等が権利確定条件をすべて満たした時点で一括して確定すると考え、費用としての測定はその時点で行うべきであるとする考え方である。

また、これは権利確定日まではストック・オプションのインセンティブ報酬としての性格が維持されていると考える「論点2：費用認識の相手勘定」における「2.(1) 権利確定日に資本としての性格が確定すると考える見解」とも整合的である。

4．行使期間開始日説

行使期間開始日において測定値が最終的に確定し、それ以降の価格変動は資本に係る価格変動であると考えて、会計処理に反映すべきではないと考える見解である。「論点2：費用認識の相手勘定」において、資本としての性格が確定する時点を行使期間開始日とし、その時点までは、ストック・オプションのインセンティブ報酬としての性格が維持されていると考える見解とも整合的である。

5．権利行使日説

権利行使日まではインセンティブ報酬としての性格が維持されていると考え、それまでの価格変動をすべて費用に反映させる見解であり、「論点2：費用認識の相手勘定」における「2.(3) 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える見解」とも整合的である。

論点4：失効の取扱い

- (1) 費用の測定に関して、どの時点までのストック・オプションの数量変動（失効）を反映すべきか？（Q6）
- (2) 費用の測定に関して、ストック・オプションの数量変動（失効）を反映する場合、失効が生じる前に計上した費用のうち、失効したストック・オプションに対応する部分を取り消すべきか、又はストック・オプションに失効が生じても、それ以前に計上した費用は取り消すべきではないと考えるか？（Q7）

ストック・オプションが付与されても、失効し最終的に権利行使がなされないケースには、次の2つがある。

- (1) 権利確定条件の未達成による失効：従業員等が権利確定条件を達成できないために、ストック・オプションの権利が確定しない場合
- (2) 権利不行使による失効：ストック・オプションの権利が確定しても、その権利が行使されないまま行使期間を経過した場合（注）

（注）権利不行使による失効の原因として、例えば次のようなものが考えられる。

株価が行使価格を下回っている（行使する経済的メリットがない）。

従業員等が権利行使して株式を取得しても、売却できる市場がなく（非上場の場合）、あるいはインサイダー取引規制等の市場規制の存在により売却による換金が容易でない。

従業員等が、権利行使のための資金を調達できない。

このように、ストック・オプションの数量に関しては変動が生じうるが、対象となる労働役務の費消は、権利行使されるストック・オプションの数量が確定する前になされるのが通例である。このため、労働役務の費消に合わせて費用を認識するとすれば、事後的に生じたストック・オプションの数量の変動をどの時点まで反映すべきかという問題が生じる。

1. 付与日以降の数量変動は反映しない見解

本論点整理の「論点3：測定の基準日」では、価格面のみを取り扱ったが、測定の対象をストック・オプションの価額（価格×数量）と考え、測定の基準日として付与日を選択した場合には、数量についても、以降の変動を反映すべきではないとの見解がある。

認識の基礎とする付与日のストック・オプションの数量としては、付与数そのものを用いる場合と、付与日における権利確定見込数を用いる場合とが考えられる。後者を用いる場合には、権利確定数の実績が見込みと異なることとなっても、修正は行わないことになる。

2. 権利確定日までの数量変動は反映するがそれ以降の数量変動は反映しない見解

権利確定条件の未達成によりストック・オプションが失効した場合には、その変動を反映する考え方である。反映する根拠をどう考えるかにより、次に述べるように、労働役務の費消に伴ってすでに計上した費用のうち、失効したストック・オプションに対応する部分を遡及的に取り消すべきか否かを巡り見解が分かれている。

(1) 権利確定までの失効分について費用の取消し（遡及的修正）を行う見解

労働役務と対価関係にあるストック・オプションの権利確定数量（実績）を、費用認識の基礎とすべきと考える見解であり、労働役務の対価であるストック・オプションが権利確定条件の未達成により失効した場合には、過去に計上した費用のうち失効したストック・オプションに対応する部分は、結果として対価がなかったことになると考えて、遡って取り消すことが必要であるとする。

例えば、3年間の勤務条件が付されているストック・オプションを付与された従業員等が、2年間勤務した後退職して勤務条件を達成できなかった場合には、すでに計上している2年間の勤務に係る費用についても取り消すことになる。

(2) 数量は各勤務日に確定したものとみて、失効分についての費用の取消し（遡及的修正）は行わず、失効後の期間にのみ数量変動を反映する見解

労働役務を受け取って費消した事実を忠実に反映するよう費用の認識を行うべきであるとする考え方であり、たとえ権利確定条件を満たさずストック・オプションが失効することとなっても、すでに費消した労働役務に関して計上した費用は取り消すべきではないとする。

例えば、3年間の勤務条件が付されているストック・オプションを付与された従業員等が、2年間勤務した後退職して勤務条件を達成できなかった場合には、すでに費消した2年間の勤務に対応して計上した費用は取り消さず、退職以降、新たに労働役務が提供されなくなった部分についてのみ、将来に向かって費用を計上しないことになる。

3. 行使期間開始日までの数量変動を反映する見解

行使期間開始日にストック・オプションがイン・ザ・マネーの状況にある場合に、ストック・オプションの資本としての性格が確定すると考え、その資本としての性格が確定した数量を認識の基礎とする見解であり、「論点2：費用認識の相手勘定」の「2.(2) 行使期間開始日に資本としての性格が確定すると考える見解」と整合的である。また、「論点3：測定の日」については、「4. 行使期間開始日説」と整合的である（付録B 組合せの「C」参照）。

4. 権利行使日までの数量変動を反映する見解

従業員等によって権利行使されたストック・オプションの数量を認識の基礎とする見解であり、「論点2：費用認識の相手勘定」の「2.(3) 権利行使日に資本としての性格が

確定すると考える見解」と整合的である。ストック・オプションが失効して権利の不行使が確定した部分については、いったん計上した費用を取り消して利益に戻し入れることとなる。

論点5：測定的基础

ストック・オプションのどのような価値（例えば時価や本源的価値等）を基礎として、費用を測定するのが適切か？（Q8）

ストック・オプションについて費用認識が必要という見解をとった場合、名目的価値が一義的に定まっている現金による支払とは異なり、どのような価値をもってストック・オプションの価値とすべきか（測定の基礎）が問題となる。この点につき、次のような見解がある。

1．時価を使用すべきであるとの見解

ストック・オプションの価値は、「本源的価値」と「時間的価値」から構成される。「本源的価値」とは、測定時点で権利行使すると仮定した場合の価値であり、測定時点での株価と行使価格の差額にストック・オプションの数量を乗じたものである。「時間的価値」とは、実際に権利行使される時点が測定時点から見て将来であるため、この時間差に起因して生じる価値（例えば、行使価額の支払時期が将来であることによる金利相当分の価値、株価の変動性に由来する期待価値等）を指し、ストック・オプションの価値の本質的な要素である。

時価を使用すべきであるとの見解は、会計情報としての有用性の観点から、このようなストック・オプションの価値の構成要素をすべて反映する評価額を用いる必要があるという考え方に基づくものである。

ただし、通常、観察可能な市場価格は存在しないため、理論モデルを用いて市場価格に代わる評価額を算定せざるを得ない。その場合、当該価格算定モデルに代入する変数（注）（特に、将来株価の予測ボラティリティ）の信頼性や客観性に限界があり、評価額の信頼性は完全には確保できない。そのため、これを合理的な時価の見積りの範囲内と考えるか否かが問題となる。

（注）価格算定モデルに代入する変数

< 主として本源的価値に関するもの >

株式の市場価格
行使価格

オプション価値との関係

- が大きいほど、オプションの価値が高い

< 時間的価値のみに関するもの >

リスクフリー利率

高いほど、オプションの価値が高い

オプションの期間

長いほど、オプションの価値が高い

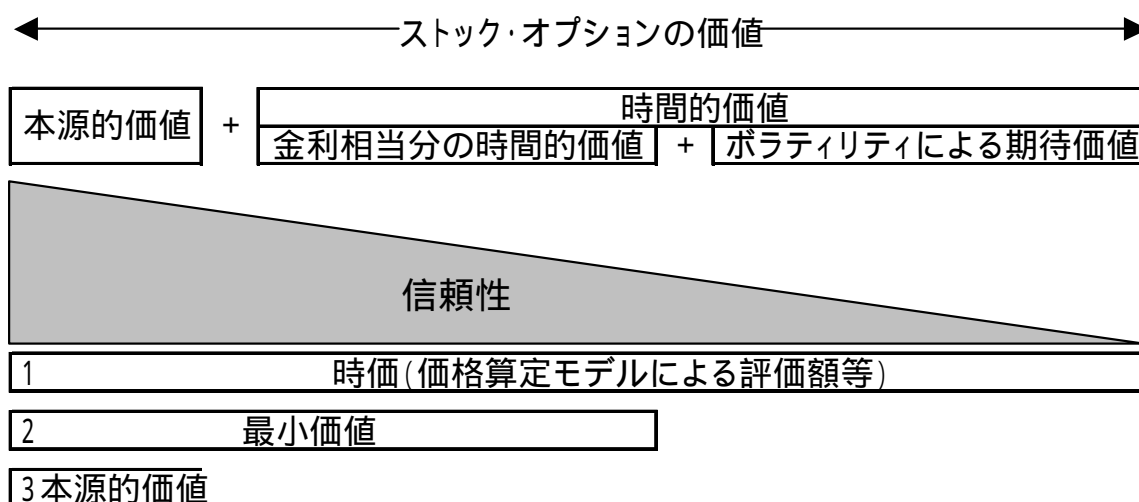
将来株価の予測ボラティリティ

大きいほど、オプションの価値が高い

予想配当

少ないほど、オプションの価値が高い

図表2 スtock・オプションの価値と測定の基礎



2. 最小価値を使用すべきであるとの見解

「最小価値」とは、将来株価の予測ボラティリティをゼロとして計算した価値すなわち、本源的価値に、金利相当分の時間的価値のみを加味した価値である。

将来株価の予測ボラティリティは、通常、過去の株価変動の実績をもとに把握されるが、特に、非上場会社や上場直後の会社では過去の実績の把握が困難であるため、費用測定の基礎として最小価値を用いるという考え方がある。

しかし、この考え方に対しては、オプション価値の本質的な構成要素であるボラティリティによる時間的価値を無視していることに対する問題が指摘されている。

3. 本源的価値を使用すべきであるとの見解

通常、行使価格は一定の値であるため、本源的価値は、測定基準日の株価さえ把握できれば、信頼性のある測定が可能である。

しかしながら、オプション価値の本質的な要素である時間的価値を全く無視していること、特に、付与日を測定の基準日とする見解（論点3の1.参照）と結びついた場合、付与日時点で本源的価値を有しない多くのストック・オプションについて、費用が認識されないことが問題点として指摘されている。

その他の論点の概要

(1) 業績条件が付されたストック・オプションの費用認識時期

費用の認識は、労働役務の提供に応じて行うべきものと考えられる（費用の勤務時間に基づく期間配分）。付与されるストック・オプションに、権利確定条件として勤務条件のみが付されている場合には、費用の勤務時間に基づく期間配分という原則どおりの会計処理で特に疑問は生じないと思われる。

しかし、勤務条件とともに業績条件が付されている場合にも、勤務時間のみに基づいて費用を配分してよいかについては、検討が必要である。

(2) 株式増価受益権等の取扱い

従業員等の側から見て、ストック・オプションと同様の経済的効果を有する制度として株式増価受益権と呼ばれるものがある。株式増価受益権とは、会社と従業員等との間の契約により、自社の株価が一定価格（ストック・オプションの行使価格に相当）を上回る場合、その超過額に一定株数を乗じた額に相当する現金等を支払うものである。

従業員等の側から見た場合の経済効果はストック・オプションと同じであるが、会社側から見た場合には、単に債務を負っているにすぎないとも見られることから、ストック・オプションの会計処理との関係で、その会計上の取扱いが問題となる。

(3) 現金決済選択権付オプションの取扱い

国際的な会計基準における議論の中では、株式で決済される株式報酬（通常のストック・オプション等）と、現金で決済される株式報酬（株式増価受益権等）とで異なる会計処理を定めている。このような議論の中で、決済方式を選択できるような株式報酬の取扱いが論点とされている。

我が国の新株予約権についても、ストック・オプションに関する基本的な論点に対する対応の選択や、株式増価受益権等の取扱いに関する方針の選択いかんによっては、同様の問題が生じる可能性がある。

このように、従業員ストック・オプション制度には、無数のバリエーションが考えられる。制度としてのストック・オプションの今後の発展をどこまで視野に入れ、あらかじめ対応を決めておく必要があるのか、実態調査も踏まえた整理が必要である。

(4) 行使価格変更等の条件変更の取扱い

ストック・オプションは、通常、従業員等にインセンティブを付与する狙いを有しているが、付与後に株価が低迷した場合等にインセンティブ効果の回復を目的として、当初設定した行使価格を引き上げる等の条件変更が行われることがある。このような場合の会計処理が問題となる。

(5) 会計基準の適用範囲

自社の株価に連動する報酬制度としては、新株予約権のみならず、株式増価受益権等対価の価値に株価要素を取り入れた様々な契約を想定することができる。今回の検討範囲として、単純な新株予約権に基づく報酬制度以外に、そのようなものをどこまで取り込むべきか、方針の決定が必要である。

なお、従業員等に付与する新株予約権の中に、もし報酬制度とは明らかに異質なものが存在するのであれば、異なる取扱いを検討することも必要ではないかとの意見がある。

また、新株予約権等の対価としての利用は、自社の従業員等を対象とする場合に限られず、外部の第三者に対する役務提供の対価として使用されることも想定されている。そこで、会計基準の適用範囲として、これらのものも含めるか否か、含めるとした場合、従業員等を想定した基準をそのままの形で適用することができるのか、何らかの追加的考慮が必要かを検討する必要がある。

さらに、従業員持株会制度の中には、単に従業員等の株式購入の便宜を図るのみならず、市場調達に比べて有利な条件による調達が図られている例も考えられ、このようなものも適用範囲に含めるかが問題となる。

(6) 開示情報の内容

会計処理方法とともに、開示情報としてどのような内容を求めるかについても、あわせて検討する必要がある。

(7) その他

その他の検討事項の中には、適用時期の問題も含まれる。

付録A 国際的な会計基準におけるストック・オプション会計

ここでは、本論点整理で取り上げられている主要な論点についての参考に資するという観点から、米国基準及び国際財務報告基準（公開草案）における関連する部分の取扱いの概要を述べる。要点を表にまとめると次のとおりである。

図表3 主要論点に関する米国基準及び国際財務報告基準（公開草案）の取扱いの概要

	米国基準	国際財務報告基準（公開草案）
費用認識の要否	必要	必要
費用認識の相手勘定	株主持分	株主持分
測定の基準日	付与日	付与日
失効の取扱い	・ 権利確定日までの失効分は最終的には費用を認識しない（業績条件が株価に連動しているものを除く）	・ 付与日現在の公正価値の見積りに失効の確率を反映 ・ 勤務を提供済みの部分については費用を取り消さない
測定の基礎	公正価値が原則（ただし本源的価値の使用を許容、未上場会社については最小価値も許容）	公正価値（例外なし）
費用認識の時期	付与日から権利確定日までの期間にわたって認識	

1. 米国のストック・オプション会計

米国では、1995年に公表された財務会計基準書第123号「株式を基礎とした報酬の会計処理」において、ストック・オプションの会計が規定されている。この基準書は、ストック・オプションを付与日現在の公正価値（時価）で評価して費用を認識することを原則としているが、一定の開示を条件として、APB意見書第25号「従業員に発行される株式の会計処理」（1972年公表）の会計処理を適用することも容認している。

(1) 費用認識の要否

株式報酬（ストック・オプションも含む）に関連して役員・従業員から受け取った勤務サービスについて、報酬コストを費用として認識するものとしている。ただし、会社がAPB意見書第25号の適用を選択して、ストック・オプションを本源的価値で測定している場合には、結果として費用認識すべき金額がゼロとなって費用が認識されないことが多い。

(2) 費用認識の相手勘定

ストック・オプションのように株式で決済される報酬については、費用認識の相手勘定は株主持分（資本の部）とされる。これは、ストック・オプションに基づく会社の義務は、会社からの資産の流出を生じないので、負債に該当しないとの考え方によるものである。

(3) 測定の基準日

ストック・オプションの公正価値は付与日現在で見積もるものとしている。これは、付与日において会社と権利を付与される役員・従業員との間で成立した合意に基づいて、会社の発行する金融商品たるストック・オプションと役員・従業員の勤務サービスとが交換されるという考え方を基礎としている。

付与日現在の公正価値は、失効の可能性を考慮に入れずに算定し、後述のように、権利確定前の失効については数量の調整という形で費用計上額に反映する。

なお、APB 意見書第 25 号を適用する場合には本源的価値で測定することとなるが、固定型ストック・オプションについては付与日、業績条件付の変動型ストック・オプションについては具体的条件が確定した日現在で測定する。

(4) 失効の取扱い

権利確定前の退職や業績条件の未達成など、役員・従業員が権利確定の条件を満たせなかったことにより生じた失効については、最終的には報酬コストの認識をしない。すなわち、権利確定日までの失効は、数量の変動として反映されることになる。ただし、業績条件が株価又は本源的価値を目標数値としたものである場合には、失効した部分であっても勤務条件を満たした部分については報酬コストを認識する。

権利確定日までの期間における費用配分の方法として、あらかじめ失効の見込みを反映した総額を期間配分する方法と、失効がないものとして計算した総額を期間配分する方法とがあるが、いずれの方法でも、実際の失効数に応じて修正が加えられ、最終的に計上される費用の総額は同じになる。

権利確定後において権利が行使されずに消滅した場合については、何ら会計処理をせず、費用認識が取り消されることはない。これは、ストック・オプションが権利確定日において拠出資本として確定したものとみているためである。

(5) 測定の基礎

ストック・オプションを付与日現在の公正価値で測定することを原則としているが、前述のとおり、APB 意見書第 25 号を適用して本源的価値で測定することも認めている。また、未上場会社については最小価値を使用することも認めている。

2. 国際財務報告基準(公開草案)のストック・オプション会計

これまで国際会計基準ではストック・オプションの会計処理は規定されていなかったが、国際会計基準審議会(IASB)は、2002年11月7日に公開草案「株式報酬」を公表し、すべてのストック・オプションを公正価値で測定して費用に認識することを提案している。

前掲の比較表のとおり、おおむね米国基準と類似する部分が多いが、公正価値測定に例外を設けていない点や、失効の取扱いなどについて相違がみられる。

(1) 費用認識の要否

ストック・オプションで受け取る勤務サービスを、当該サービスを受け取った時に費用に認識しなければならない。

(2) 費用認識の相手勘定

株式で決済される株式報酬については、株主持分(資本)を相手勘定として計上される。これは、米国基準と同様の根拠によるものである。

(3) 測定の基準日

付与日現在でストック・オプションの公正価値を測定する。この時点で、会社からのストック・オプションとそれと等価な役員・従業員の勤務サービスとの交換が契約されたという解釈がとられている。なお、付与日現在のストック・オプションの公正価値の見積りにおいては、米国基準と異なり、権利確定前の失効の確率を考慮する。

(4) 失効の取扱い

費用計上額の算定に当たり、付与したストック・オプションの公正価値(権利確定前の失効の確率を考慮)を、付与日から権利確定日までの間に提供されると見込まれる勤務サービスの量で割って、勤務サービスの単価を求め、これに実際に提供された勤務サービスの量を乗じることにより、受け取った勤務サービスの公正価値が算定される。

すなわち、権利確定前の失効については、ストック・オプションの公正価値の見積りを通じて勤務サービスの単価に反映されるとともに、勤務サービスの量の変動としても反映されることになる。実際に勤務サービスが提供された部分については、最終的に権利が確定しなかったとしても、会社が受け取って消費したサービスであり費用認識の対象となるという考え方がとられている。したがって、いったん費用認識された部分については事後的な修正は一切行われない。

権利確定後の権利消滅については、米国基準と同様、何ら会計処理をせず、費用認識が取り消されることはない。

(5) 測定の基礎

受け取った勤務サービスの公正価値を、付与したストック・オプションの公正価値を参

照して測定する。米国基準と異なり、例外は一切設けられていない。

付録B 具体例を用いた論点2、論点3及び論点4の組合せの説明

論点1において、従業員等にストック・オプションを付与した場合に費用認識が必要と考える見解をとる場合には、費用認識の相手勘定をどのようにすべきか（論点2参照）、費用の測定上、どの時点までのストック・オプションの価格変動を反映すべきか（論点3参照）、どの時点までのストック・オプションの失効による数量変動を反映すべきか（論点4参照）等の認識及び測定上の論点がある。これらの各論点についてとり得る選択肢の組合せは様々であるが、ここでは、代表的と考えられる組合せについて、具体的に費用の測定にどのような違いが出てくるのかを簡単な設例で確認することとする。

1. 設例

ここで設例として取り上げるケースは、図表4のように、付与日以降株価が上昇を続け、ストック・オプションを行使することに経済的メリットがあるため、権利確定分についてはすべて行使されるケース（ケース1）と、付与日以降株価が下落し、ストック・オプションを行使する経済的なメリットがないため、ストック・オプションが行使されないまますべて失効してしまうケース（ケース2）である。

図表4 設例

ケース1 (株価上昇 イ・ザ・マネー)		付与日		権利確定日	権利行使日
		×1年期首	×1年期末	×2年期末	×3年期末
価 格	株 価	500 円	550 円	600 円	650 円
	行使価格	500 円			
	本源的価値	0 円	50 円	100 円	150 円
	時間的価値	70 円	50 円	20 円	0 円
	ストック・オプションの価値	70 円	100 円	120 円	150 円
数 量	付与数	10 個			
	失効数(累計)	0 個	1 個	3 個	3 個
	残 存 数	10 個	9 個	権利確定数 7 個	行使数 7 個

ケース2 (株価下落 アウト・オブ・ザ・マネー)		付与日		権利確定日	権利行使日
		×1年期首	×1年期末	×2年期末	×3年期末
価 格	株 価	500 円	490 円	480 円	470 円
	行使価格	500 円			
	本源的価値	0 円	0 円	0 円	0 円
	時間的価値	70 円	50 円	20 円	0 円
	ストック・オプションの価値	70 円	50 円	20 円	0 円
数 量	付与数	10 個			
	失効数(累計)	0 個	1 個	3 個	10 個
	残 存 数	10 個	9 個	権利確定数 7 個	行使数 0 個

2. 代表的と考えられる組合せの考え方

論点2、論点3及び論点4における選択肢の代表的と考えられる組合せは、図表5に示したとおりである。

図表5 論点2、論点3及び論点4の組合せ

どの時点までの価格・数量変動を反映すべきか？

対象とする数量		論点2:費用認識の相手勘定 (ストック・オプションの付与当初の 会計上の性格)		暫定説			
		確定的 資本説					
		論点3:測定基準日 (価格変動の反映)	1 付与日まで (変動を反映せず)	3 権利確定日 まで	4 行使期間開始日 まで	5 権利行使日 まで	
論点4:失効の取扱い (数量変動の反映)		遡及					
付与日における 権利確定見込数 等	1	付与日まで (変動を反映せず)					
労務提供部分	2(2)	非遡及 権利確定日まで	A				
権利確定部分	2(1)		B	B'	C''		
	3	行使期間開始日まで			C'		
株式発行部分	4	権利行使日まで	D	D'	D''	C	

(注)論点3について「2.勤務日説」は、省略している。

(1) 論点2における確定的資本説と論点3及び論点4との関係

「論点2：費用認識の相手勘定」において、「1．当初から資本としての性格が確定的である」と考える見解」すなわち、確定的資本説をとる場合には、「論点3：測定の基準日」に関して、「1．付与日説」により、付与日以降のストック・オプションの価格変動は労働役務の価値と直接的な関係を有しないとみて、費用の額に反映させるべきではないと考える見解が整合的である。

また、この確定的資本説では、「論点4：失効の取扱い」に関して、「2．権利確定日までの数量変動は反映するがそれ以降の数量変動は反映しない見解」と結びつける考え方が有力である。これは、労働役務の費消を費用として認識する以上、勤務の実績や、これに基づく権利確定の事実等を会計上反映すべきであると考え一方、確定的資本説がストック・オプションが実際に行使されるか否かにかかわらず、その付与をもって株式の交付(出資)と会計上同質と考える見解であることから、権利確定日以降に権利不行使による失効が生じても会計上反映すべきではないことになるためと考えられる。

さらにこの見解の中でも、権利確定条件の未達成によりストック・オプションが失効した場合に、労働役務の費消に伴ってすでに計上した費用のうち、失効したストック・オプ

ションに対応する部分を遡及的に取り消すべきか否かを巡って見解が分かれている。図表5では、「2.(2) 数量は各勤務日に確定したものとみて、失効分についての費用の取消し(遡及的修正)は行わず、失効後の期間にのみ数量変動を反映する見解」との組合せが「A」で表されており、「2.(1) 権利確定までの失効分について費用の取消し(遡及的修正)を行う見解」との組合せが「B」で表されている。

(2) 論点2における暫定説と論点3及び論点4との関係

一方、「論点2：費用認識の相手勘定」において、暫定説をとる考え方は、どの時点でストック・オプションの資本としての性格が確定するかを巡り、さらに見解が細分化されるが、暫定説では、いずれの見解においても、いったん計上した費用のうち資本とならないことが確定したストック・オプションに対応する部分は取り消して利益に戻し入れることとなる。すなわち、「論点4：失効の取扱い」に関して、費用の測定上、付与されたストック・オプションの資本としての性格が確定する時点までの数量変動を反映する見解をとることとなる。例えば、「論点2：費用認識の相手勘定」に関して、「2.(3) 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える見解」をとる場合には、「論点4：失効の取扱い」に関しては、「4.権利行使日までの数量変動を反映する見解」をとることとなる。

次に、「論点3：測定の基準日」との関係では、暫定説をとる場合でも、資本としての性格が確定した以降のストック・オプションの価格変動は会計処理に反映させることはないが、その時点までの価格変動を費用の額に反映すべきか否かについては見解が分かれる。例えば、暫定説のうち、「2.(3) 権利行使日に資本としての性格が確定すると考える見解」をとる場合において、「論点3：測定の基準日」の「5.権利行使日説」により、権利行使日までの価格変動をすべて費用に反映させる組合せは、図表5では「C」で表される。これに対して、資本としての性格が確定するまでの間のストック・オプションの価格変動がすべて労働役務の価値と直接的な関係を有しているとは限らないため、「論点3：測定基準日」を「論点2：費用認識の相手勘定」において資本としての性格が確定すると考える時点とは切り離して考える組合せがある。この中で、付与日以降の価格変動は労働役務の価値と直接関係ないとみて、費用の測定上付与日以降の価格変動を反映すべきではないと考え、「論点3：測定の基準日」については「1.付与日説」をとる組合せが、図表5では「D」で表される。

さらに、Cのような考え方をとる場合にも、暫定説のうち、どの時点で資本としての性格が確定すると考えるかについてはバリエーションがあり(C'、C''等) また、Dのような考え方をとる場合でも、「論点3：測定の基準日」との関係で、どの時点までのストック・オプションの価格変動が労働役務の価値と関係していると考えかについてはバリエーションがある(D'、D''等)。

3. 代表的と考えられる組合せによる費用測定額の比較

ここでは、図表5に示されている、確定的資本説をとる場合の代表的な組合せである「A」及び「B」、暫定説をとる場合の代表的な組合せである「C」及び「D」について、図表4のケース1及びケース2で具体的取扱いにどのような違いがでてくるのか比較してみる。

それぞれの組合せにおいて、最終的に費用の測定に用いられるストック・オプションの価格と数量及びその積である全期間を通じての最終的な費用の測定値（費用認識総額）は図表6のとおりである（なお、費用の期間配分の仕方については、今後審議される予定であり、ここでは取り上げていない）。また、この解説上、「論点5：測定の基礎」に関しては、「1. 時価を使用すべきであるとの見解」によっている。

図表6 設例に関する費用測定額の比較（全期間を通じての最終的な総額）

			ケース1	ケース2	コメント
A	価格	付与日価格	70円	70円	付与後の株価変動によりストック・オプションの価値が変動しても、測定額に影響しない
	数量	非遡及	10 9 7 個	10 9 7 個	権利確定条件の未達成により失効しても、過去に計上した費用は修正しない
	費用	価格×数量	613円	613円	簡便法による計算（注）
B	価格	付与日価格	70円	70円	付与後の株価変動によりストック・オプションの価値が変動しても、測定額に影響しない
	数量	権利確定数	7個	7個	権利確定条件の未達成により失効した場合、いったん計上した費用のうち該当部分を戻し入れ、最終的に権利確定数量により費用を測定する
	費用	価格×数量	490円	490円	
C	価格	行使日価格	150円	0円	株価が上昇し、行使時の価格が当初認識時の価格を超過している場合には、費用の追加計上が必要となる
	数量	行使数	7個	0個	失効すれば、いったん計上した費用の戻し入れが必要となる
	費用	価格×数量	1,050円	0円	
D	価格	付与日価格	70円	70円	株価が上昇し、行使時の価格が当初認識時の価格を超過していても、費用の追加計上は不要である
	数量	行使数	7個	0個	失効すれば、いったん計上した費用の戻し入れが必要となる
	費用	価格×数量	490円	0円	

（注）第1年目、第2年目の費用測定に用いるストック・オプション数量として、それぞれ期首、期末の平均値である(10個+9個)/2、(9個+7個)/2を用いる簡便法によっている。

(1) 確定的資本説をとる「A」及び「B」の組合せ

「論点2：費用認識の相手勘定」において、確定的資本説をとる「A」及び「B」の組合せでは、付与の当初から資本としての性格が確定していると考えられるため、付与日のストック・オプションの価格70円をもって費用を測定し、その後の価格変動は費用の測定に反映させないという点で共通している。また、両者とも権利確定日以降の数量変動（ケース2における7個分の権利不行使による失効）を費用の額に反映しない点でも共通してい

る。

「A」と「B」との違いは、権利確定条件の未達成による失効を費用測定上どのように反映させるかについてであり、「B」では、最終的に権利確定したストック・オプション7個をもって費用を測定すべきと考えるのに対し、「A」では、権利確定条件の未達成による失効が発生する前に計上した費用については、遡って取り消す必要はないと考える。

(2) 暫定説のうち、権利行使日に資本としての性格が確定すると考える「C」及び「D」の組合せ

他方、論点2における、暫定説のうち、権利行使日に資本としての性格が確定すると考える「C」及び「D」の組合せは、いったん計上した費用のうち、最終的にストック・オプションが失効した部分は取り消して利益に戻し入れるという点で共通している。すなわち、両者とも、最終的にストック・オプションの行使数量をもって費用の測定を行うことになるため、行使数量が0個であるケース2では、最終的に費用計上は不要となり、いったん計上した費用はすべて戻し入れられることとなる。

「C」と「D」との違いは、ストック・オプションが行使された場合(ケース1)に生じる。資本としての性格が確定するまでのストック・オプションの価格変動が、提供された労働役務の価値と関係していると考え「C」の組合せでは、最終的に行使日の価格である150円をもって費用を測定することになり、すでに計上されている費用との差額を追加計上することになる。これに対し、付与日以降の価格変動は労働役務の価値と無関係と考える「D」の立場では、最終的にも付与日の価格である70円で費用を測定すれば足り、ケース1についても、費用の追加計上は不要である。

以上